

## 児童福祉法の「障害児施設」に関する表現の整理

(1) 昨日、重症児施設関係の文献を読んでいたたら、「国立病院機構の、重症児委託病床を有する病院」という表現がありました。

今、現在でも、国立病院の重症児病棟は、「重症児委託病床」と表現しているのでしょうか。

こんな疑問から、措置時代と契約時代の違いを考えてみました。

(2) 措置制度の時代、つまり、平成18年9月30日までは、改正前の児童福祉法が適用されていました。

児童福祉法第27条第1項第3号が重症児施設への入所措置の根拠規定でした。当然、ここには国立病院は含まれませんので、当時の国立療養所と国立病院に入院の委託をする規定が必要でした。その規定が第27条第2項です。

都道府県は、第43条の3又は第43条の4に規定する児童については、**前項第3号の措置に代えて、国立療養所その他政令で定める医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの**（以下「指定国立療養所等」という。）に対し、これらの児童を入所させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

ここでいう「国立療養所」は、昭和42年の第25次改正により、措置委託施設となったもので、その対象病棟は、重症心身障害児病棟と筋萎縮症児病棟の二つでした。

「**その他政令で定める医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの**」とは、国立高度医療センター（精神・神経センター）が指定されています。このように、国立療養所以外の国立病院も含めて「**指定国立療養所等**」と「等」を加えた表現となっています。

昨年、10月1日から措置制度が原則として契約制度に変更になったとはいえ、契約が出来ない事情が発生した（例えば虐待とか遺棄）場合には、都道府県による措置権が留保される必要があります。

現在の児童福祉法に基づく措置権発動の根拠規定が前述の3号規定であり、2項規定であります。

児童福祉法第27条第2項の規定は、次の条文です。

都道府県は、第43条の3又は第43条の4に規定する児童については、前項第3号の措置に代えて、**指定医療機関に対し**、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

まとめてみますと、現行の措置制度を利用するとしますと、児童福祉法の重症児施設に対しては、「措置」、指定医療機関に対しては、「措置委託」を職権で行うということになります。

現在は、原則として「契約」によって国立の医療機関を利用するわけですから、措置以外に「委託病床」という表現は適切ではないと思いましたが、いかがお考えになりますか。

### (3) 児童福祉施設と障害児施設

児童福祉法第7条第1項では、14施設を「児童福祉施設」と定義しています。もちろん、障害児施設の五つの施設もこの中に含まれています。

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 知的障害児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター

第7条第2項では、障害児施設支援の五種類の施設を掲げ、第3項から7項まで施設ごとの定義を述べています。

その中で、肢体不自由児施設と重症心身障害児施設には、医療機関が含まれています。その定義は、次のとおりです。

国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の  
設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの（以下  
「指定医療機関」という）

そこで、児童福祉法第7条第7項の規定をみておくことにいたします。

この法律で、重症心身障害児施設支援とは、**重症心身障害児施設**  
**に入所し、又は指定医療機関に入院する**重度の知的障害及び重度の  
肢体不自由が重複している児童に対して行われる保護並びに治療  
及び日常生活の指導をいう。

#### （４） 指定知的障害児施設等と知的障害児施設等

指定知的障害児施設等の定義は、児童福祉法第24条の2第1項  
に規定されています。

- 知的障害児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
- 指定医療機関

障害児施設に指定医療機関を加えた場合のことを「指定知的障害児施設等」と表現しています。

「知的障害児施設等」とは、障害児施設の五種類をまとめて表現する場合に使用しています。第24条の9の規定が根拠条文です。

第24条の2第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）であって、その設置者の申請があったものについて行う。

以上が児童福祉法の条文からみた、定義の規定です。

（平成19年9月1日 山 崎）